

第5回分科会 議論のまとめ

令和7年9月
消費者庁食品表示課

目次

- 1 技術的な課題その①
制度運用のためのメリット・デメリット、制度上求めるべき水準の整理
(方向性の議論)
- 2 技術的な課題その②
表示のためのデータは一元管理にするか、分散管理にするか
(管理方法の議論)
- 3 技術的な課題その③
消費者が表示にアクセスするために使用するツールはどうするか
(実施方法の議論)

第5回分科会にて議論

- 4 制度実現に向けて考えられる詳細な課題
 - ① 1対1対応の具体的方法
 - ② 保管すべき表示データの範囲
 - ③ 広告などその他の情報との棲み分けルール
 - ④ 監視可能性についてのルール作り

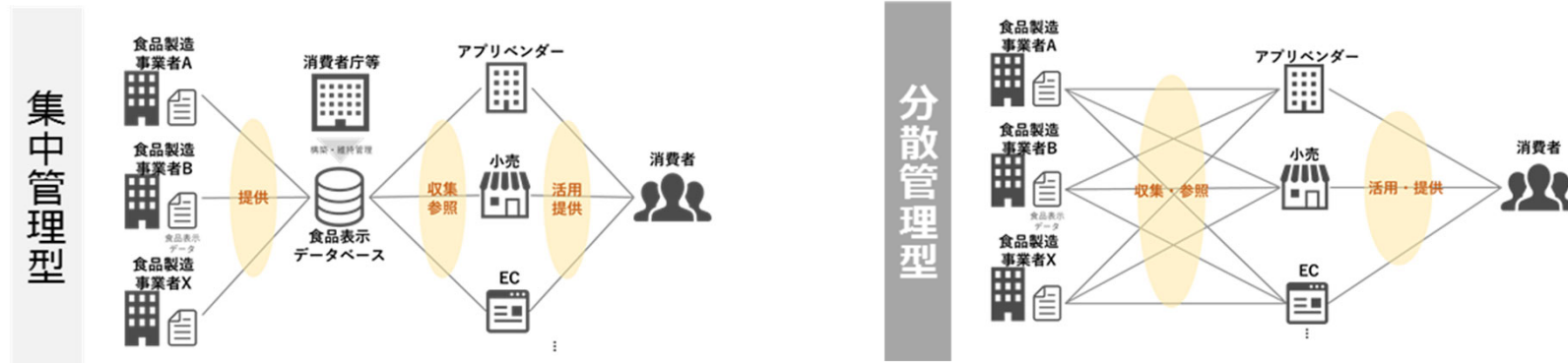
○第5回分科会では、令和6年度にとりまとめた技術的な課題の方向性についての消費者庁の考えを示した上で、一つ一つの論点について議論を行った。技術的な課題その①～③についての主な意見と議論の結果は以下の通り。

- ・全ての事業者を対象にした場合、データを新たに作るための手間やコストなどの問題も生じる可能性があり、既にある程度の体制が整っている事業者を対象にした制度設計が現実的なのではないか。
- ・食品表示のための情報は、流通過程のどこかではデータ化されているはずであり、本制度の対象者は、製造事業者に限らず、卸売事業者等を含めて幅広く対象になると考えられる。

⇒前提として、デジタルを活用した表示を行うか否かは事業者に委ねられることから、現時点で既にシステム等を導入し、表示内容をデータ化している者をターゲットとして制度設計をすることで意見がとりまとまった。

技術的な課題その② 表示のためのデータは一元管理にするか、分散管理にするか（管理方法の議論） 議論のまとめ

- ・将来的にプラットフォームが登場し、様々なITビジネスを展開していくことが考えられるが、その時に分散管理で十分対応できるのか。義務表示をデジタル化するだけと、狭く考えるのではなく、拡張的なことは常に考えておくべき。
- ・一元管理に比べるとコストを抑えることはできたとしても、データベースの整備等に追加的なコストはかかる。
- ・分散管理下において、既存のシステム会社を利用して表示のためのデータを管理している場合、当該システム会社が、デジタルの表示に対応できる形にしてデータを公開していく必要があるのではないか。
- ・一元管理では食品表示データベースを国がグリップする形となるが、内部統制的な形で実施する分散管理の場合は、運用のルールをしっかりと定めておく必要がある。



⇒分散管理には様々な問題があれど、現実的な状況として、一元管理で進めていくのは非常に難しいと考えられ、分散管理で制度設計していくという方向で意見がとりまとまった。

技術的な課題その③ 消費者が表示にアクセスするために使用するツールはどうか（実施方法の議論） 議論のまとめ

- ・消費者が表示にアクセスする端末としてスマートフォンは有用であるが、スマートフォンをスーパーの店頭で出すのはためられる。
- ・商品陳列や価格情報等の写真を撮る行為が小売り事業者に理解を得にくい傾向がある中、そうした行為との違いが少し分かりにくくなるかもしれないことが懸念される。義務表示の代替としてスマートフォンを活用する場合、事業者への理解を求める必要がある。
- ・消費者が表示にアクセスするために使用するツールとして、分散管理の場合は保管場所情報をコードに埋め込む必要があり、二次元コードで対応するのが現実的である。
- ・スマートフォンを保有していない人がいることや、通信障害の問題など、誰でもいつでもどこでも使えるわけではないということを、制度としてやむを得ないものとして認めつつ制度設計することによいか。予期せざるリスクも考えた上で、容器包装に残すものとデジタルで表示するものをどこで線引きをするのか考えなければいけない。



⇒スマートフォンを活用することに様々な課題はあるが、技術的な課題②のデータの管理方法の結論として、分散管理とする方向で取りまとめたことを踏まえ、スマートフォンを活用して、二次元コードを利用した情報ツールを利用していくという方向で意見がとりまとまった。